

持続可能な食料生産・消費のための官民円卓会議ESG/人権作業部会運営要領一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行
第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 運営 1 円卓会議の事務局は、当面の間、円卓会議のメンバーの所属企業・団体の協力を得て、以下が担当する。また、事務局の中から、以下のテーマごとに、モデレータをそれぞれ 1 名選出する。 （1）E S G 関係 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部ファイナンス室 （2）人権関係 <u>農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・国際グループ</u>、輸出・国際局国際戦略グループ、経営局就農・女性課、水産庁企画課、林野庁経営課 第 4 ・ 第 5 （略）	第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 運営 1 円卓会議の事務局は、当面の間、円卓会議のメンバーの所属企業・団体の協力を得て、以下が担当する。また、事務局の中から、以下のテーマごとに、モデレータをそれぞれ 1 名選出する。 （1）E S G 関係 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部ファイナンス室 （2）人権関係 <u>農林水産省大臣官房食品製造課</u>、輸出・国際局国際戦略グループ、経営局就農・女性課、水産庁企画課、林野庁経営課 第 4 ・ 第 5 （略）